様式第４号（第４条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　恵庭市長　　　　　　　　　　　　㊞

専用水道布設工事設計不適合等通知書

　　　　年　　月　　日付で申請のあった専用水道の布設工事の設計については、水道法第５条の規定による施設基準に（適合しない・適合するか否かを判断することができない）ので、同法第３３条第５項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 |  |
| 施設の所在地 |  |
| 工事の種別 | 新設　・　増設　・　改造 |
| 適合しない点又は適合するかしないかを判断することができない理由 |  |

（教示）

１　この決定に不服があるときは、市長に対し、この決定があったことを知った日の翌

日から起算して60日以内に申し立てることができます。ただし、この決定があったこ

とを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算

して1年を経過したときは、不服を申し立てることができなくなります。

　２　また、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長になります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提訴することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提訴することができなくなります。

　３　不服がある場合は、上記１又は２のいずれも行うことができます。ただし、１の不服申立てをした場合は、２の決定の取消しの訴えは、１の不服申立て決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提訴しなければなりません。ただし、１の不服申立ての決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、１の不服申立ての決定又は裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提訴することができなくなります。